

区画整理だより

篠原土地区画整理事業

令和2年7月発行

No.15

南国市都市整備課土地区画整理係

☎088-821-7373

SHINOHARA
TOCHIKUKAKU
INFORMATION

4月に今年度の人事異動がありました。本年度は、右の体制により事業に取り組んで参りますのでよろしくお願いいたします。

■都市整備課			
課長		若枝	
土地区画 整理係	係長	清岡	昇格
	補償担当(事務)	土居	
	換地担当(事務)	武森	※税務課より異動
	工事担当(土木)	西田	
	会計年度 任用職員	山崎 林 原田	



第Ⅰ工区使用収益開始

令和元年10月より第Ⅰ工区（県道より南の東方）一部の使用収益を開始しました。その後、順次造成工事等の完了後、使用収益開始の予定となっております。

使用収益が開始されることで仮換地を利用できるようになり、建築行為等が可能になります！
※建築行為等を行う場合は申請が必要です。事前にご相談ください。



第Ⅱ・Ⅲ工区造成工事着工

現在、第Ⅱ・Ⅲ工区（県道より南の中方及び西方）を中心に今秋完成に向けて造成工事を実施しております。

工事期間中は近隣の皆様には御迷惑をお掛けしますが、できる限りの騒音対策や運搬車両等の安全な通行に努めてまいりますので、ご協力よろしくお願ひします。

また、都市計画道路「県道高知南国線」が令和2年4月21日より一部区間の通行ができるようになりました。



第10回高知広域都市計画事業
篠原土地区画整理審議会

令和2年2月25日に篠原土地区画整理事務所で、第10回高知広域都市計画事業篠原土地区画整理審議会が開催されました。昨年12月に任期満了となり、審議会委員が改選されました。それに伴い、今回の審議会で新たに会長として、武市忠雄委員、副会長には、橋田健三委員、池本幸彦委員が選出されました。

その他の審議会委員の方については次ページにて掲載しております。



第Ⅳ工区埋蔵文化財調査

第Ⅳ工区（県道より北の西方）では主に令和3年度着工予定の区画道路部分を対象に埋蔵文化財の発掘調査を開始しました。

また、当工区内の建物や立木等の補償物件については、調査算定、移転交渉を順次行っております。なお、対象となる物件をお持ちの方には、事前にご連絡し具体的な協議をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

篠原土地区画整理審議会委員をご紹介します

任期：令和元年 12 月 10 日～令和6年 12 月 9 日

■選挙委員（50 音順） ※土地所有者を代表する委員

- 池本 裕亮
- 池本 幸彦
- 池本 義郎
- 岡上 孝士
- 武市 忠雄
- 土田 三佳代
- 橋田 健三

土地区画整理審議会は、土地の権利者の意見を仮換地計画などに反映させ、事業を適正に運営するための諮問機関です。

施行者（市）は評価員の選任や仮換地の指定などの法定事項について審議会の同意や意見を得ながら事業を進めていきます。



■学識経験委員（50 音順）

- 小崎 巳喜雄（元南国市都市整備課長、前南国市都市計画審議会会長）
- 横山 成郎（高知工業高等専門学校 環境都市デザイン工学科 非常勤講師）

事前にご相談ください

1. 相続や売買及び分合筆等により登記内容に変更を伴う場合

施行地区内の土地の売買や相続など権利の移転及び分筆・合筆等に制限がかかることはありません。ただし、仮換地の指定内容に影響する場合がありますので、必ず事前に施行者にご相談くださいますようお願いいたします。

また、所有権移転の場合は、仮換地指定や清算金の権利義務等が新しい権利者に継承されますので、当事者間でこれらの事項の申し送りをお願いいたします。

2. 建築等を行う場合

施行地区内で次の行為を行う場合は、市長の許可が必要ですので、事前にご相談ください。

- ◇建築物、工作物の新築、改築、増築
- ◇土地の形質の変更（盛土、掘削等）
- ◇移動の容易でない物件（重量5 t 超）の設置又は堆積

※申請書の様式や必要な添付書類、申請方法等については南国市のホームページにも載せてあります。

- ① ウェブで「南国市」で検索 →②南国市ホームページの左の「組織で探す」をクリック →③3階の都市整備課の「登録情報」をクリック →④下の方の「土地区画整理法第76条の規定による許可申請について」をクリックしてください。



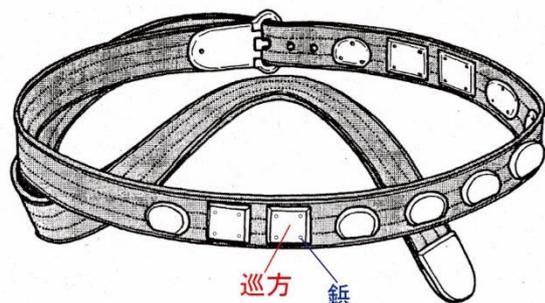
～ 古代の役人の帯飾りが発見されました！ ～

前回は郡の役所の税を納める倉庫の可能性がある、総柱建物が見つかったお話でしたが、昨年度の調査では遺跡の西南部で、役人が付けていた帯飾り「巡方^{じゅんほう}」が出土しました。形状は表面が 30 mm×27 mm、裏面が 34 mm×31 mm、高さが 7 mm の四角錐台形で、表面と側面を丁寧に研磨しているのに対し、裏面には石挽き鋸による粗い切断痕が残されたままです。

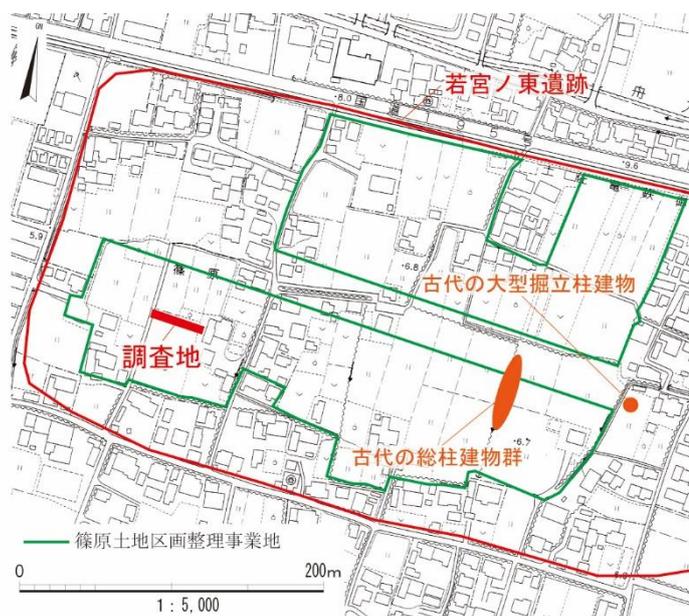
古代の官人の装束を定めた衣服令などによれば、巡方には材質によって金属製と石製の 2 種があり、本資料のような石製品は、金属製品に続いて奈良時代の終わり頃（8 世紀後葉頃）から用いられ始めたようです。本資料はそうした石製品の中でも、金属製品の影響が残る古いタイプで、帯へ鋸留めするための貫通孔が四隅に穿たれています。こうしたタイプは全国的にも平城宮など僅かな出土例が知られているのみで、県内では初の出土となります。石材にも決まりがあったようですから、落としてしまった役人はさぞかし慌てたことでしょう。（南国市教育委員会）



出土した巡方の表面（上）と裏面（下）



巡方の装着状況模式図¹



調査地位置図

¹木村泰彦 2002 「銅鍔から石鍔へ」：奈良文化財研究所編『鍔帯をめぐる諸問題』を一部改変